

## 箕面市国民健康保険「被保険者資格証明書」の状況

## 1. 被保険者資格証明書とは

保険者が、保険料を滞納している世帯主に対し、被保険者証の返還を求め、それに代わるものとして交付されるもので被保険者の資格を有することを証明する書類である。

国保の被保険者間の負担の公平化を図るとともに、悪質な保険料滞納者対策の一環として設けられたもの。

## 2. 被保険者資格証明書交付の根拠

国民健康保険法 第9条、第54条の3、第63条の2

箕面市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱（以下、「要綱」）

「被保険者資格証明書の交付は、災害等により保険料を滞納している場合など、やむを得ない特別の事情がないにもかかわらず、一年間保険料を滞納している世帯主に対して行うこと」とされている。

## 3. 被保険者資格証明書で療養の給付を受けた場合

診療費用の全額を一旦支払うこととなる。

医療に関する保険給付は、すべて療養費払い（特別療養費（国保法第54条の3））による。

## 4. 国からの通知

平成20年10月30日付け文書にて、厚生労働省保険局国民健康保険課長からの「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の通知があった。この中で、留意点としてきめ細やかな対応を示している。（資格証明書の発行中止までは言及していない）

## 5. 被保険者資格証明書の交付状況

交付済（平成16年度交付）

世帯数	被保険者数	うち子どものいる世帯数	うち子どもの被保険者数
7世帯	17名	1世帯	2名

➤ 子どものいる世帯に対して、11月4日に被保険者証を交付済み。  
平成20年11月1日交付

世帯数	被保険者数	うち子どものいる世帯数	うち子どもの被保険者数
9世帯	10名	0世帯	0名

## 6. 子どもがいる世帯への今後の対応

課題を整理し、きめ細やかな対応ができるよう検討しています。